

○大野市道路占用料徴収条例

昭和41年10月11日

条例第86号

改正 昭和46年3月25日条例第15号

昭和58年3月31日条例第5号

昭和58年9月29日条例第16号

昭和60年3月27日条例第14号

平成元年3月27日条例第38号

平成8年3月26日条例第14号

平成8年12月25日条例第20号

平成12年3月27日条例第1号

平成25年3月26日条例第17号

(趣旨)

第1条 大野市の管理する道路(以下「市道」という。)の占用料の額及び徴収については、法令その他に定めがある場合のほか、この条例の定めるところによる。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によりがたいものの占用料は、別表に準じてその都度市長が定める。

第3条 市長は、市道占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料の全部又は一部を免除することができる。ただし、営利を目的とする道路占用にあっては、この限りでない。

(1) 道路に出入する通路を設けるため必要な路端又は法敷を占用するとき。

(2) 公共団体その他学術、慈善、宗教その他公益に関する団体若しくはこれらの団体に準ずるものの公用、公共用又は公益的事業用に道路を占用するとき。

(3) 地先から雨水又は汚水をこうきよに排せつするに必要な排水管理設のため道路を占用するとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、特別の事由により市長が適当と認めたとき。

(算定基礎)

第4条 占用料は、占用の期間が1年未満のときは月割とし、1箇月に満たないものについては1月として徴収する。

2 占用料の算定に当たって、1平方メートル未満又は1メートル未満の端数が生

じたときは、これを1平方メートル又は1メートルに切り上げるものとする。

3 占用料の総額が100円に満たないときは、これを100円に切り上げて徴収する。

(占用料の納付)

第5条 占用料は、占用開始前に納入通知書により納付しなければならない。ただし、占用期間が1年以上にわたるときは、その年数により区分し、各年度の初めに納付させる。

(占用料の返還)

第6条 道路占用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既納の占用料は返還しない。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第1項の規定による処分を受けたとき。

(2) 道路占用者の都合によりその占用を停止し、又は廃止したとき。

(罰則)

第7条 許可なくして占用した者、詐欺その他不正の行為によって占用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その占用料を追徴し、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、すでに許可を受けて占用しているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和46年条例第15号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第16号）

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第14号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第38号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第14号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料（単位円）	
		単位	金額
法第 32 条第 1項 第1 号に 掲げ る工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10
	地下電線その他地下に設ける線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	1,400

	郵便差出箱			600
	広告塔		表示面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	4,400
	その他のもの		占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	1,400
法第 32 条第 1項 第2 号に 掲げ る物 件	外径が 0.1 m 未満のもの		長さ 1 m につき 1 年	48
	外径が 0.1 m 以上 0.15 m 未満の もの			72
	外径が 0.15 m 以上 0.2 m 未満の もの			95
	外径が 0.2 m 以上 0.4 m 未満のも の			190
	外径が 0.4 m 以上 1 m 未満のもの			480
	外径が 1 m 以上のもの			950
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げ る施設			占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 年	1,400
法第 32 条第 1項 第5 号に 掲げ る施 設	地下街及び地下 室	階数が 1 のもの		A に 0.003 を 乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.005 を 乗じて得た額
		階数が 3 以上の もの		A に 0.006 を 乗じて得た額
上空に設ける通路				2,900
地下に設ける通路				1,500
その他のもの				1,400
法第 32 条第 1項 第6	祭礼、縁日等に際し一時的に設ける もの		占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 日	44
	その他のもの		占用面積 1 m <sup>2</sup> に つき 1 月	440

号に 掲げ る施 設				
道路 法施 行令 (昭 和2 7年 政令 第4 79 号。 以下 「令 」と い う。) 第7 条第 1号 に掲 げる 物件	看板(アーチであ るものを除く。)	一時的に設ける もの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1月	440
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100
	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕(令第7条第4 号に掲げる工事 用施設であるも のを除く。)	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1日	44
		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1月	440
	アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	4,400
		その他のもの		2,200
	令第7条第2号に掲げる発電設備			占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1m <sup>2</sup> に つき1月	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同				140

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 占用料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の規定による。